

競争力のある物流機能構築支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、競争力のある物流機能構築支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、物流事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、航空運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、倉庫事業者又はこん包事業者をいう。）及び荷主企業等が行う物流機能の高度化・効率化の取組に対して、必要となる経費の一部を補助することにより、県内事業者等の物流競争力が強化され、よって県内物流機能向上に寄与することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の額は切り捨てる。）以下とし、上限は同表の第4欄に掲げる額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める場合は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、当該年度の3月31日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(結果の公表等)

第10条 商工労働部長は、必要に応じて補助事業の結果について公表することができる。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月5日から施行する。

別表

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助限度額	5 補助事業実施期間	6 重要な変更
<p>新たな物流機能の構築及び新たな物流サービスの提供に向けた実証運行等の取組やその他物流機能の高度化・効率化に資する取組</p>	<p>県内に事業所を有する物流事業者及び荷主企業等又はそれらで構成されるグループ</p>	<p>輸送費、荷役費、通関等その他輸送に必要な経費、使用賃借料、コンサルタント料、通訳翻訳料、謝金、旅費、減価償却費（新規取得する取得価額30万円以上の機械・器具及び30万円以上のシステムの整備・導入について、補助事業実施期間に発生する減価償却費（当該事業に利用するために新たに整備、導入したもので、整備（導入）年度の減価償却費計上額又は計上予定額）、備品及び消耗品購入費（取得価額30万円未満のものに限る）、委託費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。）等 ※補助対象経費には消費税及び地方消費税に相当する額は除く。</p>	<p>1, 500千円/件</p>	<p>交付決定の日から当該年度の3月31日まで</p>	<p>(1) 補助目的の達成に支障を来す又は事業の能率の低下をもたらす事業計画の変更 (2) 本補助金の増額を伴う変更</p>

様式第1号（第4条、第8条関係）

競争力のある物流機能構築支援事業費補助金事業（計画・報告・変更）書

事業名	
事業期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月 （ ヶ月間）
事業内容	<p>(1) 目的</p> <p>(2) 内容</p> <p>(3) (計画書・変更書) 期待される効果 (報告書) 結果</p> <p>(4) 事業実施スケジュール</p> <p>(5) 県内事業者への発注計画 ※県内事業者への発注が困難な場合には、その理由を記載</p> <p>(6) 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無) ※有の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先 (補助金を所管している部署名、団体名及び連絡先) を記載してください。</p>
事業の結果 及び評価 (報告書のみ)	

※用紙はA4サイズのものを利用してください。枚数の制限はありません。

※事業に関する資料、図面、仕様書など、第三者にわかりやすい資料を適宜添付して下さい。

※グループによる場合は、各構成員が実施する内容について明示したものを添付して下さい。

様式第2号（第4条、第8条関係）

競争力のある物流機能構築支援事業費補助金収支（予算・決算・変更）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金（C）		
その他		
補助事業総額（A）		

2 支出の部

（単位：円）

補助対象経費	主な内容	事業に要する （した）経費	左記の経費のうち 補助対象経費	備考
合計		(A)	(B)	

※主な内容欄には積算を明記すること。

※収入の部の「補助事業総額（A）」と支出の部の「左記の経費のうち補助対象経費（B）」の合計額は同額とすること。

3 補助金申請金額

補助金交付申請額（C）	千円
-------------	----

(B) × 補助率又は補助金上限額
(いずれか低い額を左記に記入)

※千円未満を切り捨て、千円単位で記載すること。

様

鳥取県知事

（印）

年度競争力のある物流機能構築支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった競争力のある物流機能構築支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業は、「競争力のある物流機能構築支援事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 補助交付額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、競争力のある物流機能構築支援事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付第 号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。